

森林・山村多面的機能発揮対策交付金



1. 活動メニュー

地域住民や森林所有者等、地域の実情に応じた3名以上で構成する活動組織が、森林経営計画の策定されていない0.1ha以上の森林を対象として実施する、里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援します。

地方公共団体の支援のある活動や地域コミュニティの活性化を図るための中山間地域における農地等の維持保全にも資する取組を行う場合は、優先的に支援します。

メインメニュー

地域環境保全タイプ



森林資源利用タイプ



サイドメニュー

※メインメニューと組み合わせて実施する必要があります。

森林機能強化タイプ



関係人口創出・維持タイプ



活動の実施に必要な機材及び資材の整備



2. 活動への支援内容

里山林の保全管理や資源を利用するため、下記のような活動に対して支援を行います。

地域環境保全タイプ(メインメニュー) (里山林景観を維持・保全するための活動)

交付単価(最大): 1ha当たり初年度12万円、2年目11.5万円、3年目11万円

荒廃した里山林の里山林景観を維持するための活動に対し支援を行います。

具体的には、雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、これらの活動に必要な森林調査、安全講習、傷害保険等が挙げられます。



地域環境保全タイプ(メインメニュー) (侵入竹の伐採・除去、荒廃竹林の整備活動)

交付単価(最大): 1ha当たり初年度28.5万円、2年目26.5万円、3年目24.5万円



侵入竹の伐採や除去活動、荒廃竹林の整備活動に対し支援を行います。

具体的には、竹・雑草木の伐採・搬出・処理・利用、これらの活動に必要な森林調査、安全講習、傷害保険等が挙げられます。

森林資源利用タイプ(メインメニュー) (集落周辺の広葉樹等の伐採、搬出活動等)

交付単価(最大): 1ha当たり初年度12万円、2年目11.5万円、3年目11万円

集落周辺の広葉樹等の伐採、搬出活動等に対し支援を行います。

具体的には、雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査、安全講習、傷害保険等が挙げられます。



路網の補修・機能強化等 (サイドメニュー)

歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修等に対し、1m当たり800円の支援を行います。

関係人口創出・維持等 (サイドメニュー)

地域外関係者との活動内容の調整、受け入れのための環境整備、これらの活動に必要な森林調査に対し、5万円の支援を行います。

活動の実施に必要な 機材及び資材の整備 (サイドメニュー)

刈払機、チェーンソー、電気柵、チップパーなど、交付金活動に必要な資機材の購入額の1/2以内を支援します。ただし、林内作業車、薪割り機、薪ストーブや炭焼き小屋については1/3以内を支援します。

3. 支援を受けるには

森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用した取組を行うために、以下の要件を満たす活動組織を設立する必要があります。

活動組織(交付金支援を受けるための要件)

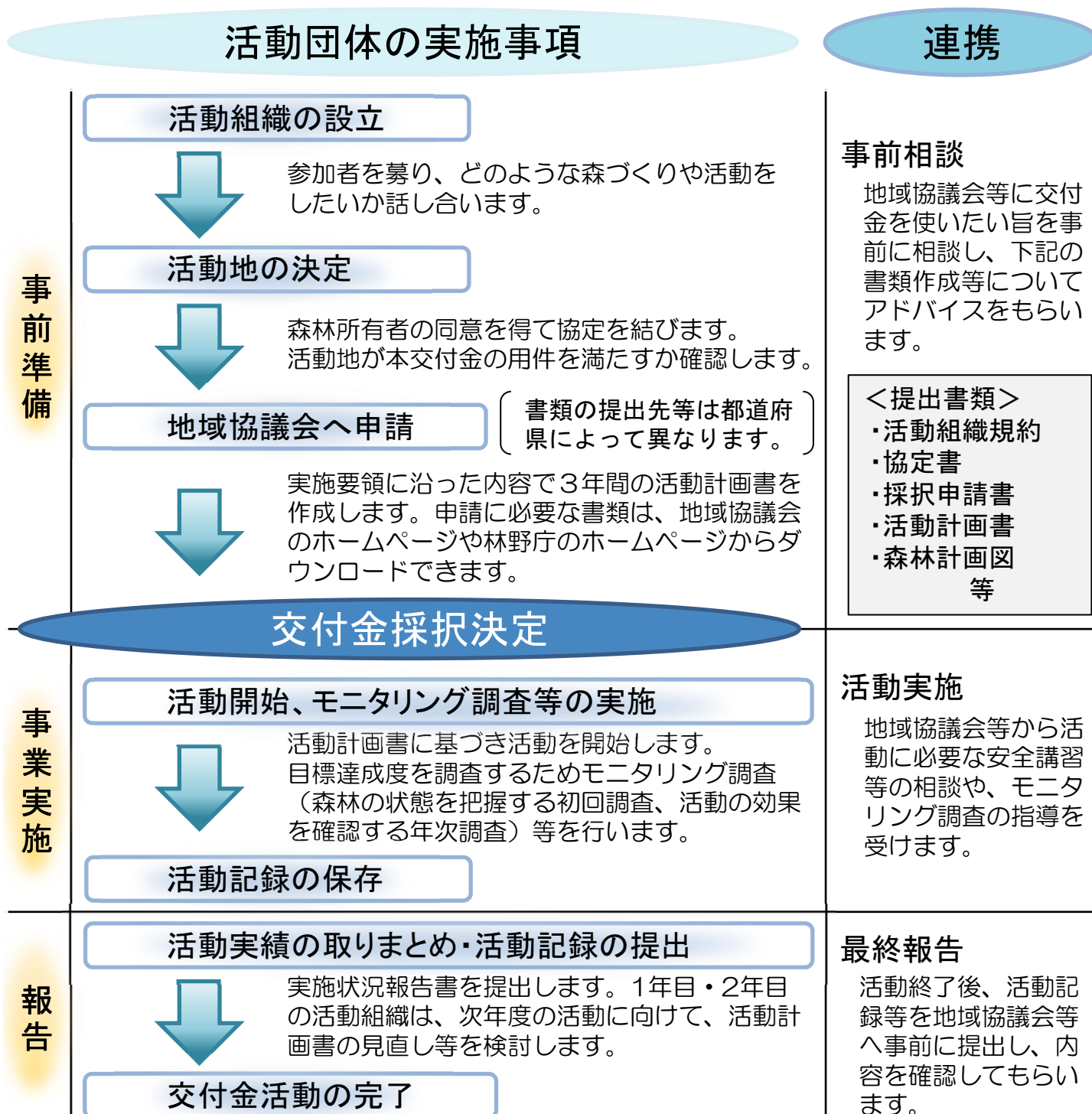
構成員	活動組織の構成員は、地域住民、森林所有者等地域の実情に応じた方(3名以上)で構成してください。 地域の自治会、NPO法人等が実施、又は1構成員となることも可能です。 なお、活動組織としての規約の作成や区分経理が必要となります。
対象森林	本交付金の対象となる森林は、活動を行う時点において、森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林です。
活動区域	地域住民、森林所有者等による里山林の保全、利用を支援することが本事業の目的であり、原則として活動組織の事務所は、対象森林と同一都道府県内にある必要があります。
活動計画書	活動組織名、所在地、取組の背景及び概要、3年間の活動計画(原則として過去に策定した活動計画書に位置付けられていない森林とする。)、年度別の取組内容、計画図、委託内容等を記載した計画書を作成する必要があります。(計画書の作成は交付金の支援対象とはなりません。)

4. その他支援を受ける場合の留意点等

- ・1活動組織当たり、年度ごとに500万円(国からの交付額)を上限として支援(同じ場所では原則3年間支援)します。
- ・人工林でも活用できます。
- ・地域の活動組織が持続的に里山林の整備や利用活動を実施することを基本として、森林整備の作業で危険を伴う作業や専門的な技術が必要な作業等については、地域の森林組合等に作業の一部を委託することができます。
- ・採択に当たっては、会費の徴収等により財政基盤が確保されており、安全研修を計画しているなどの一定の安全技術の向上が期待できる組織を対象とします。
- ・また、活動計画書に活動の目標と活動結果のモニタリング調査方法が記載されているとともに、モニタリング調査を実施する必要があります。詳細は、モニタリング調査のガイドラインや同パンフレットをご参照ください。



5. 交付金の申請から報告までの主な流れ



6. お問い合わせ先

詳細については、各地域協議会にお問い合わせ下さい。

発行 林野庁森林整備部森林利用課山村振興・緑化推進室

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html>

☎ 03-3502-8111 (内線6145) [ダイヤルイン] 03-3502-0048

FAX 03-3502-2887